



知っていますか！？ ヤングケアラー

★ヤングケアラーとは…

本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

ヤングケアラーとは



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

◆出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)



栃木県の実態調査によると、中学2年生の12人に1人がお世話をしている家族がいるんだって。



お手伝いはいいことだけど、そのために勉強したり、友達と遊んだりする時間がなくなったりして、心も身体も疲れちゃうと困るよね。



兄弟や両親など家族のケアは当たり前のことだと思い、自分自身がヤングケアラーであることに気づかない子どもが多いんだって。

ヤングケアラーの支援のために



周りの人の「気づき」が大切！

子どもたちは自分からSOSを出しにくいので、心配な様子や変わった様子はないかなど、地域や学校の大人が気にかけてみましょう。



子どもの気持ちに寄り添い、声かけや見守りを！

「困っていることや心配なことはないか」など声をかけ、本人の意思や立場を尊重し、寄り添いながら話を聞いて安心して話せる環境を整えてあげましょう。



～ひとりで悩まず相談を～

お子さんについて心配なことや困ったことなどがあったらご相談くだ

相談窓口

那須烏山市こども課

☎ 0287-88-7116

児童相談所相談専用ダイヤル

24時間子供SOSダイヤル

通話料
無料

☎ 0120-189-783

◎近くの児童相談所につながります。
(24H・年中無休)

通話料
無料

☎ 0120-0-78310

◎原則として電話をかけた所在地の教育委員会の
相談機関につながります。

★児童相談所虐待対応ダイヤル

子どもの人権110番

通話料
無料

☎ 189 (いちはやく)

◎児童虐待かも、と思ったらお電話を。
(24H・年中無休)

通話料
無料

☎ 0120-007-110

◎平日の8:30～17:15/土日祝日・年末
年始は休み

親子のための相談LINE

◎栃木県では、子育てに関する相談をSNS上で受け付けます。
右の2次元コードを読み取り、公式LINEアカウントを友達
ち登録をしてご相談ください。

